

見る！聴く！動く！

衆議院議員田中和徳 かずのり 国政報告第240号

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡ください

衆議院議員田中和徳事務所

TEL 03-3508-7294

FAX 03-3508-3504

<http://www.kamome.or.jp/k-tanaka>

E-mail: k-tanaka@kamome.or.jp



自転車・改正道路交通法が施行！

多発する自転車事故を減少させ、市民の安全を守るため、改正道路交通法の施行で自転車の悪質運転を取り締まり、講習の受講を義務づけ！

1. 6月より施行された自転車・改正道交法の危険行為と罰則

- 改正道交法では以下の行為を「危険行為」と定めた。3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返し、摘発された14歳以上の運転手は、自転車安全講習を受けるよう義務付ける。
- 講習は1回約3時間で、講習料は5,700円。講習を無視した場合、5万円以下の罰金。
- 「危険行為」と定められた行為①～⑫
 - ①信号や一時停止の無視。 ②遮断機の降りた踏切への立ち入り。 ③飲酒運転。
 - ④進入禁止標示、または車両・自転車通行止め標示の無視。
 - ⑤ブレーキが作動不良、またはブレーキが付いていない車両の使用。
 - ⑥安全運転を怠った場合。特に運転中に携帯電話を見る、傘をさす、片手もしくは両手を放す、イヤホンで音楽を聴く、他の自転車と併走する等の行為、以上全てが違反となる。
 - ⑦交差点での飛び出し。信号や一時停止標示のない交差点でも通行する場合は優先順位があり、優先道路標示のある道、明らかに道幅が広い道路等が優先、直進や左折する車両・人が優先される。
 - ⑧一方通行の逆走。一方通行の道路では原則として自転車も逆走禁止。例外的に補助標識で「自転車を除く」「自転車・原付」といった標示がある場合は認められる。
 - ⑨歩道における通行方法に違反があった場合。自転車は車道を走るのが原則で、やむを得ず歩道を通行する際は、車道寄りの部分を適宜徐行や一時停止をしつつ運転し、歩行者の妨げになってはならない。歩道が無い道路の場合、路側帯で同様の義務が生じる。
 - ⑩自転車専用のレーンがある道路の場合、自転車はそのレーン以外走ってはならない。歩道や車道を走った場合は違反となる。
 - ⑪交差点で右折する際、自動車と同じように交差点の真ん中を右折してはならない。信号の有無に関わらず、自転車はいかなる交差点でも二段階右折しなければならない。
 - ⑫環状交差点は、全ての車両が時計回りに走っており、反時計回りに逆走してはならない。

2. 改正道路交通法によるその他の変更点

- 自転車が歩道を通行する際の要件の緩和

変更前	「道路標識等により歩道を通行できるとされている場合」
変更後	「道路標識等により歩道を通行できるとされている場合」、「運転者が児童・幼児、70歳以上の高齢者、一定の障害を有する身体障害者の場合」 「車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合」

●自転車運転に関するその他の変更点

車両通行帯の幅員の下限を1.5メートルから1メートルに引き下げ。 車両通行帯を設置する際の条件を緩和し、自転車専用通行帯の設置を促進。
自転車専用通行帯における原付自転車の走行を禁止。 「普通自転車歩道通行可」という標示の新設。

3. 罰則強化の背景：自転車関連事故の現状

●全国の年間交通事故発生件数と、その内の自転車関連事故発生件数の推移。

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
年間交通事故発生件数	952709件	887257件	766382件	725903件	665138件	573842件
自転車関連事故発生件数	185166件 (19.4%)	171269件 (19.3%)	159277件 (20.8%)	148466件 (20.5%)	129014件 (19.4%)	106427件 (18.5%)

●全国の交通事故による年間死者数と、その内の自転車関連事故による死者数の推移。

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年
交通事故全体	7425人	6403人	5197人	4922人	4411人	4113人
自転車関連事故	870人 (11.7%)	823人 (12.9%)	730人 (14.0%)	665人 (13.5%)	562人 (12.7%)	542人 (13.2%)

- 自転車事故で死亡・負傷した運転手の6割以上が、事故当時に違反運転を行っている。
交通事故全体と自転車関連事故の発生件数はともに順調に減少している。
 - しかし、自転車利用者による歩道利用が横行している上に、スマホの普及により『ながら運転』を行う者が多く、自転車の対歩行者の事故が増加している。
 - 自転車関連事故による負傷者・死亡者は、年齢によって傾向が大きく異なる。
 - ①負傷者に関しては、19歳以下の未成年が全体の31.5%、20歳～29歳以下の20台が13.9%を占めるなど、負傷者の半数が若年層に偏っている。
 - ②死亡者に関しては、その反面、65歳以上の高齢者が全体の63.9%を占めるなど、死亡者は高齢層に著しく偏っている。
- 社会全体の高齢化が進行しているため、高齢者の死亡事故を防ぐ対策が急務である。

4. 川崎・幸・中原区の現状

●川崎・幸・中原区における交通事故発生件数と、その内の自転車事故発生件数と割合。

	川崎区		幸区		中原区	
	全交通事故	自転車事故	全交通事故	自転車事故	全交通事故	自転車事故
平成25年	818件	335件 41.0%	453件	153件 33.8%	404件	123件 30.4%
平成26年	714件	268件 37.5%	466件	162件 34.8%	418件	146件 34.9%
増減	▼104件	▼67件 ▼3.6%	△13件	△9件 △1.1%	△14件	△23件 △4.6%

- 川崎区・幸区・中原区の交通事故に占める自転車事故の割合は、全国平均(18.5%)に比べて極めて高い。特に川崎区は3年連続で神奈川県下ワースト1位の発生率の高さ。
川崎区等では自転車事故防止対策の推進が喫緊の重要課題となっている。
- 自転車の車道通行の原則の周知と歩道通行の要件の見直し。違反運転者に対する罰則強化によって事故を減らし、自転車に関する交通秩序を回復させる必要性がある。